

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
(株) 福富建築設計事務所	茨城県古河市松並 1 - 2 1 - 2 4

### 2. 指名停止措置期間 令和 8 年 4 月 8 日から令和 8 年 6 月 7 日まで (2 か月間)

### 3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

### 4. 事実概要

(株) 福富建築設計事務所は、茨城県警察本部で実施された交番改修工事に伴う実施設計業務委託の指名競争入札において落札者となったが、人員の確保ができないことを理由に契約締結を辞退した。

### 5. 指名停止理由

業務に関し、不正又は不誠実な行為があったことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 2 第 8 号ウに該当するため。

< 「指名停止等措置要綱」別表第 2 第 8 号ウ >

措置要件	期 間
(不正又は不誠実な行為) (8) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ウ ア及びイに掲げるもののほか、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと町長が認めるとき。	認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気 6 6 2 電話 0 2 9 5 - 7 2 - 1 1 1 9